

2024年度立入検査の実施状況及び 2025年度立入検査の重点について 【報告】

2025年3月10日

経済産業省産業保安・安全グループ

ガス安全室

1. 2024年度立入検査の実施状況

1. 本省

本省における2024年度立入検査は、2024年4月～2025年1月までの間に、以下の立入検査方針で対象事業所を選定し、**2事業所**に対して立入検査を実施した。

2. 産業保安監督部※

産業保安監督部における2024年度立入検査は、2024年4月～2025年1月までの間に、**176事業所**に対して立入検査を実施した。

※各支部、北陸産業保安監督署、那覇産業保安監督事務所を含む

【本省立入検査方針】

- ① 2020年から2024年3月までに発生した事件事案等を踏まえた保安活動の実施状況
- ② 他工事事事故対策の実施状況
- ③ 規制見直し等の制度改正後の保安業務の実施状況
- ④ 経年管（要対策導管・維持管理導管）の対策・維持管理状況
- ⑤ サイバーセキュリティの確保に係る保安業務の実施状況
- ⑥ 地震時の緊急停止基準に係る保安業務の実施状況
- ⑦ ガス小売自由化後の保安業務の実施状況

【2024年度立入検査の主な指摘・指導事項】

経済産業省本省及び産業保安監督部において実施した、2024年度の立入検査での主な指摘事項は、次のとおりである。

- ガス圧縮機や調整器といった設備について、工事計画の届出が行われていない。
- ガス検知器への反応が確認されていたが、漏えい検査等による原因の特定と再発防止策が講じられていない。
- 液化ガス用貯槽から5m以上離れた位置に設置しなければならない遮断装置が適切に設置されていない。
- 定期自主検査が実施されていない。
- 消費機器（瞬間湯沸器）に係る個別周知が実施されていない。

2. 2025年度立入検査の重点確認項目

- 2024年度立入検査の結果を踏まえ、2025年度立入検査の重点確認項目は、次のとおりとする。
- 特に、**他工事事故の事故事例を踏まえ、②の他工事事故に係る事項を新たに追加する。**
- なお、2025年度の具体的な立入検査計画は、本重点確認項目を踏まえ、産業保安監督部と調整しつつ、今後作成する。

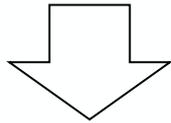
【重点確認項目】

- ① 一般ガス導管事業者の自社工事に係るガス事業者の保安業務の実施体制、関係規程等の整備状況及び実施状況に関する事項
- ② 一般ガス導管事業者の他工事に係るガス事業者の保安業務の実施体制、関係規程等の整備状況及び実施状況に関する事項
- ③ 一般ガス導管事業者の業務用施設における法定漏えい検査時の灯内内管の設置状況、腐食状況等の確認の実施状況に関する事項
- ④ ガス小売事業者の消費段階における保安管理に関する事項
- ⑤ ガス導管に関する事項（経年管、耐震化対応）
- ⑥ 製造・供給における保安対策に関する事項（他工事事故対策含む）
- ⑦ 消費機器に関する周知及び調査に係る保安業務に関する事項
- ⑧ 規制見直し等の制度改正に関する事項
- ⑨ サイバーセキュリティの確保に係るガス事業者の保安業務の実施体制、関係規程等の整備状況及び実施状況に関する事項
- ⑩ 地震時の緊急停止基準に係るガス事業者の保安業務の実施体制、関係規程等の整備状況及び実施状況に関する事項

【参考】ガス事業者への立入検査（保安関係）の流れ（例）

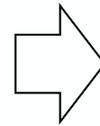
- ガス事業法第172条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿・書類等を検査



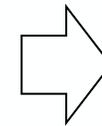
立入検査内容（例）

- 技術基準適合状況
- 保安規程遵守状況
- ガス主任技術者選任状況並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務状況
- 使用前自主検査（及び定期自主検査）の実施状況
- その他ガス工作物の保安に関する規定の遵守状況



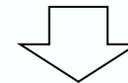
不適合事案

○行政指導



改善されない場合等

- 行政処分
 - ・技術基準適合命令（法第21条等）
 - ・ガス主任技術者解任命令（法第31条等）等
- 登録・許可の取消 等（法第10条、第45条等）



- 罰則の適用（法第192-207条）